

## 議事日程第2号

平成23年7月11日（月曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問（1番～3番）

町長の施政方針に対する質問（1番）

### 出席議員（10名）

議長 鈴木元八	1番 伊崎公介	3番 早川文人
5番 植松康祐	6番 大沢まり子	7番 岡本隆子
8番 亀井千歳	9番 佐谷時繁	10番 梅原勇
11番 谷口鈴男		

### 欠席議員（なし）

### 欠員（2名）

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡邊公夫	副町長 竹内正康
教育長 丹羽一仁	総務部長 鍵谷昌孝
民生部長 瀬瀬久美	建設部長 松岡学一
教育担当参事 安藤信治	企画調整担当参事 三輪康典
総務課長 田中康文	企画課長 加藤暢彦
まちづくり課長 奥村悟	税務課長 佐久間英明
住民環境課長 寺本公行	保険長寿課長 山田徹
福祉課長 若尾要司	農林課長 植松和徳
上下水道課長 亀井孝年	建設課長 伊左次一郎
会計管理者 藤木伸治	学校教育課長 田中秀典
生涯学習課長 玉木幸治	

### 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 渡辺謙二	議会事務局書記 渡辺一直
-------------	--------------

## 開議の宣告

議長（鈴木元八君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

なお、ケーブルテレビ可児よりビデオ撮影の依頼がありましたので、これを許可いたします。

また、議会だより等に使用するため写真撮影等を行いますので、この関係職員の撮影も許可いたしますので、よろしく願いをいたします。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

---

## 会議録署名議員の指名

議長（鈴木元八君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、5番 植松康祐君、6番 大沢まり子さんの2名を指名いたします。

---

## 一般質問及び町長の施政方針に対する質問

議長（鈴木元八君）

日程第2、一般質問及び町長の施政方針に対する質問を行います。

町政一般に対する質問の通告が3名、町長の施政方針に対する質問が1名ありましたので、受け付け順序に従って発言を許します。

なお、質問、答弁とも、簡潔・明瞭にされるようお願いをいたします。

3番 早川文人君。一問一答方式で出ておりますので、この点よろしく願いをいたします。

3番（早川文人君）

おはようございます。

さきに議長あてに提出いたしました通告書により、質問をいたします。

冒頭に、6月12日の選挙におきまして2期目の御嵩町の運営を任せられました渡邊町長、今後4年間のかじ取りをよろしくお願いいたします。

私はさきの議会議員選挙には立候補しませんでしたので、今回の定例会一般質問が議員として最後となります。どうか質問の内容を理解いただきまして、御答弁をお願いしたいと思いま

す。

今回の質問は1本に絞りまして、伏見宿の活性化についてであります。

平成21年度に伏見地区ふるさとづくり活動センターを設立（以下、活動センターと言う）。活動センターは、1年目に町の地域づくり施設整備助成金制度により拠点の「らくだ」を整備し、中山道の旅人に、お休みどころの提供と地域の観光、史跡の案内及び史跡の整備を行い、本年3年目を迎えました。活動センター設立のよりどころは、町の施設整備活動助成金制度でありました。2年間この助成金制度の恩恵を受けましたが、今の助成金制度については、何度も改正・緩和策を要望しましたが、改善されないまま現在に至っております。この制度を申請する団体が、食品のものづくり、あるいは子育て、年配者等の慰労、慰めを主体とした団体がありますが、我々の活動センターは、同じ町の活性化に貢献をするにしても、内容はかなり異なるものであります。活動センターにおける史跡整備にしても、これが県・町指定の史跡の場合、許可がなくしては整備ができません。最近も、東京のイベント会社が「らくだ」を訪問され、中山道御嶽宿・伏見宿ウォーキングを計画している。伏見宿の新村湊を視察したいとの話でありましたが、新村湊の現地表示も、近寄ることもできない旨お話をいたしました。この新村湊の整備につきましても、活動センターの1年目に現地通路の所有者に通行の承諾及び草刈り、廃棄物の撤去等を行い、公園風に整備したい旨、担当課に申し上げました。その後、定例会一般質問での答弁は、予定地は立地条件が厳しく、施設の整備・運営にかなりの費用が必要。整備しても、利用者が見込まれない等により実現は困難と考えるのであります。また、以前の現地調査では、現地はかなり急斜面の竹やぶであり、整備には危険が伴うとの担当課の見解がありました。2年目後半から町の意見・見解を参考に、新村湊整備は中断をしております。

伏見宿を取り巻くもう一つの問題は、わずか数軒しか残っていない古民家が消滅の危機にあることでもあります。「らくだ」の母屋と、すぐ西側古民家の解体話であります。宿場町の古民家保存対策についても、以前の定例会一般質問では、文化財に至らない古民家保存については住民パワー、民間活動による協働が宿場町再生には必要不可欠と考えると答弁がありました。私にはあまり理解できない答弁でありました。

活動センターのテーマである町有地の有効活用の名鉄八百津線跡地整備での町事業の遊歩道整備にしても、以前から活動センターとの協働事業を提案しましたが、現時点では協働の方向性が見えていません。当跡地整備につきましても、私は鉄道敷地には列車を走らせることが最も有効利用である。兼山から明智までトロッコ列車でも走らせたい。できれば、御嵩駅から鬼岩公園に至る鉄道の延長も考えてはどうかについて、名鉄広見線存続問題も絡めて、以前一般質問をいたしました。平成23年第1回定例会における答弁は、リニア新幹線の県内決定によって御嵩が大きく変化することが想定される。現名鉄広見線が土岐市まで敷設されることも可能

性としてはあると思うと発言されております。

次に、伏見宿活性化にも関連するボランティア団体の支援についてであります。

昨年、第4回定例会一般質問での答弁は、現要綱では助成期間の延長は難しい。緊急雇用創出事業の臨時雇用職員で対応するでありました。答弁の中での現要綱については、該当団体の強い要望があれば、現要綱を見直す努力をぜひしてほしいと思います。緊急雇用創出事業での対応は、国において費用を全額負担されるので、町からの持ち出しがないことが最大理由と思いますが、永久にこの制度が継続されるか不透明であります。それより地元のボランティア団体の育成と活動意欲を図る意味からも、有償ボランティア程度の報償費的なものを検討されたいと思います。

ここで質問をいたします。一問一答でお願いいたします。

一番初めに、地域づくり活動助成金制度についてであります。①としまして、助成金制度は3回、3年までとなっておりますが、5回、5年までの延長については。本年度の活動申請団体数と新旧の別について、また施設整備申請団体数についてお知らせください。

②としまして、団体構成員の作業・会議の際支給する飲み物（ペットボトルのお茶等）については、助成金対象とすべきと考えますが、これについての御答弁をお願いしたいと思います。

**議長（鈴木元八君）**

それでは、答弁に移ります。

鍵谷総務部長。

**総務部長（鍵谷昌孝君）**

それでは、ただいまの早川議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず1点目の御質問は、御嵩町地域づくり活動助成金交付事業実施要綱で、活動団体への助成金交付回数は3回を限度という規定が5条にあります。地域づくり団体にはさまざまな内容の活動がある中で自立に時間がかかる活動もあり、3年目以降の活動についても助成金の交付対象とし、5回まで延長することが自立支援には必要ではないか、このような御質問の趣旨だったかと思えます。

この地域づくり活動助成金交付事業は、平成13年度に創設し、町の活性化を図るため創意と工夫にあふれた自主的及び主体的な地域づくり活動を行う団体に対し、御嵩町ふるさとふれあい振興基金を活用して活動資金の一部を助成するものであります。助成回数については、制度を設立当初は最長5年で、初年度の助成限度額が50万円、2回目以降限度額が10万円ずつ減額され、5回目は限度額10万円以内でありました。平成18年度にこの要綱の見直しを行いまして、より多くの団体が助成の対象となるよう、また対象団体が早期に自立できるようにという観点で、現在の3回までへと要綱改正を行ってきた経緯がございます。しかしながら、実際に助成

対象となった団体数は、平成21年度が12団体でありましたが、平成22年度9団体、平成23年度、今年度が5団体と、最近の3年間では毎年減少傾向にあります。

先ほどの質問の中でありました部分の補足説明ですけれども、御質問の今年度の新旧については、今言いました5団体中、新たな団体は1団体、従来からの団体は4団体であります。また、ハード事業への助成である施設整備助成金の申請団体はゼロということであります。

このように、見直しの趣旨であった、より多くの団体が助成対象となるようにという点では、想定どおりにいっていないと考えています。したがって、今回の御質問を受け、創意と工夫にあふれた自主的及び主体的な地域づくり活動を行う団体の育成という本来の目的が、この事業の規定で果たされているかどうかという視点で助成金の回数、限度額等についてふるさとづくり検討委員会で検討をしていただき、その議論を踏まえ要綱の改正を行っていきたく思っております。ただ、実際の運用に当たっては、要綱の規定はあくまで助成金の交付回数の限度を定めたものでありますので、助成金の決定についてはふるさとづくり検討委員会で基準を定めて、毎回審査・検討して交付決定をしておりますので、必ずしも限度回数まですべての団体が助成の対象とならないということですので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから②点目の質問ですけれども、構成員の作業・会議の際の飲み物に係る経費につきましても、活動の必要経費として助成金の対象とするよう改正を行ってほしいという趣旨であると思います。

本来、助成金は団体の運営に係る経費ではなく、実施する事業に対する直接の経費を助成対象としておりますし、助成対象経費についても、その総額が助成金として交付されるわけではありません。こうした観点から、構成員への飲み物代については助成の対象外と判断しておりますので、御理解くださいますようよろしくお願いをいたします。以上で説明を終わらせていただきます。

[3番議員挙手]

**議長（鈴木元八君）**

早川文人君。

**3番（早川文人君）**

2番目、地域づくり団体と行政の連携についてであります。

史跡整備は教育委員会、その他施設整備は住民環境課、あるいは総務課、建設課と担当が分かれ、地域の団体では相談・支援を依頼する場合も困惑をしております。地域づくり活動団体は登録制によりすべての窓口はまちづくり課1本とすべきということを提案いたします。

本年度、活動センターでは山田横穴古墳整備と新村湊跡地整備を実施したいと考えております。山田横穴につきましては土地所有者の許可、新村湊につきましては厳しい作業が想定され

ますが、町指定の史跡であり、遠方の方の興味を引きつけるものであることから、整備の方向で再検討を提案いたします。新村湊の対岸の美濃加茂市の牧野の岸边には、ちょうど新村湊の対岸に旧渡し場の史跡の碑が設置をされております。このことをつけ加えておきます。

2番につきまして御答弁をお願いいたします。

**議長（鈴木元八君）**

鍵谷総務部長。

**総務部長（鍵谷昌孝君）**

それでは、二つ目の地域づくり団体と行政との連携についての質問にお答えしたいと思います。

平成20年4月の町の行政機構改革によりまして、まちづくり活動を行うNPO等住民団体の支援に関することについては、御嵩町行政組織規則で、まちづくり課の事務としておりますので、団体がその活動の中で行政の支援や協働を依頼する場合で、担当の課がよく把握できないときの窓口はまちづくり課となります。したがって、原則的にはまちづくり課が相談をさせていただいておりますが、活動が、例えば里山町有林の整備を団体で行いたいなど具体的にわかっているような場合には、その担当課を紹介し、担当課が相談や説明をすることとなります。

また、史跡整備などの場合には、事前に許可等の手続を要することもありますので、まちづくり課が窓口としてすべての手続ができない場合がありますので、御理解をいただきたいと思っております。しかしながら、なるべくまちづくり課が団体の意向を伺って調整をとっていく所存でおりますので、よろしく願いをいたします。

続いて、二つ目の新村湊の整備を町として再度検討してほしいという御提案についてですが、今回は本来の町指定文化財の新村湊についての御質問であるということですので、その視点でお答えをさせていただきたいと思います。

新村湊は、江戸から大正期にかけて川輸送の主に物資の積みおろしの港として利用され、当時から、船寄せまでは断崖絶壁の危険な通路であったようでありまして、また現在でも下におりる階段も崩れてしまっていて見当たらず、近づくことができない状況であります。このような状況でありますので、平成20年第2回定例会でも、当時の建設参事が史跡整備は困難とお答えした経緯があります。また、今渡発電所がありますので、川岸までおりられたとしても、船寄せは通常の水位のときは水没しています。したがって、こうした人が寄りつくのが危険で、かつ船寄せも通常の水位では見学できないという状況を踏まえれば、現在も史跡及び通路の整備は非常に難しいと判断をしております。新村湊については、生涯学習の分野での展示や中山道関連のリーフレット、このようなものがあるわけですけれども、こういったもので紹介を今

後もしていきたいというふうを考えておりますので、よろしく願いをいたします。

それから、山田横穴古墳につきましては県指定の史跡でありまして、史跡の整備は説明としては総務部の所管するところではありませんが、一般的に言えば、文化財史跡の整備に関しては指定をされた所有者にその管理をする義務が生じてまいります。したがって、まず団体での史跡の整備は、団体の方が所有者の同意を得ていただくことが前提となります。この古墳は県指定の史跡でありますので、整備の内容によっては生涯学習課を通じて県に整備の内容について事前に報告する必要があるのではないかと考えておりますので、よろしく願いをいたします。以上で説明を終わらせていただきます。

[ 3 番議員挙手 ]

**議長（鈴木元八君）**

早川文人君。

**3 番（早川文人君）**

3 番の質問に移ります。古民家の保存対策についてであります。

所有者は、御嵩の商家竹屋と同様に、町の支援があれば保存をしたいとの申し出がありました。町担当者数名が現地視察をされました。その後、町から所有者あての回答がされましたでしょうか。伏見宿の面影再生のためにもぜひ保存をしたいと願っておりますが、これにつきまして御答弁をお願いいたします。

**議長（鈴木元八君）**

鍵谷部長。

**総務部長（鍵谷昌孝君）**

それでは、古民家の保存対策についてお答えしたいと思います。

この件に関しましては、少し経緯を御説明させていただきたいと思います。4月上旬に、まちづくり課の担当が建物の所有者から保存について相談を受けまして、また個人的に所有者の相談に乗っておられた文化財の設計監理の専門家から登録文化財に指定する価値が十分あるということも所有者の方がアドバイスを受けられておりましたので、まちづくり担当職員と文化財担当の生涯学習課の職員が現地確認を4月15日にいたしております。その後、6月下旬の、つい最近でございますけれども、私とまちづくり課課長、担当者、生涯学習課長の4名と、所有者、犬山市の城下町を守る会の方、設計監理の専門家の相手の3人で話し合いをさせていただきました。私としては直接所有者のお話を初めて聞くことができたわけですが、町としては伏見宿の面影が残る町並み保存を地域の住民との協働の取り組みの中で考えていること。ただ、古民家の保存を行政主導で行っていくことは難しいので、登録文化財として指定された場合、改修・保存に関する費用について、またその利用方法についてどのようなお考えが所有者にあ

るかというようなことをお尋ねいたしました。その問いかけに、所有者の方から最初は隣接する古民家の方から一緒に壊さないかという提案がありまして、改めて実家を訪れ、逆に何とか地域の住民のために古民家を残し、近所のお年寄りが集まって活動できる拠点として、また伏見宿を訪れる旅人の憩いの場として提供することが、自分の地域の方への恩返しになるというお話を聞かせていただきました。

また、文化財に指定しても、家屋の改修に伴う費用への補助金は設計管理費程度であり、所有者として負担が伴いますが、どう考えてみえるのかも確認をさせていただきましたが、そうした場合での意志もかたいとお話をされましたので、町として所有者や地域の方がぜひ残したいという思いで活動されるのであれば、施設整備の助成金を活用していただけるよう町としてできるだけの支援をしたい旨、回答をさせていただいてところでございます。

また御質問に、商家竹屋と同じようにという所有者の申し出とおっしゃいましたが、商家竹屋は当時の所有者は土地と建物を土地代程度で町に譲渡されまして、町は最初から町所有の施設として整備してきたという経緯ですので、今回の所有者が自分の所有施設として文化財に登録し、地域で役立てていきたいということでもありますので、当然町としてかかわり方がちょっと異なってくると思いますので、よろしく願いをいたします。以上で説明を終わらせていただきます。以上です。

[3番議員挙手]

**議長（鈴木元八君）**

早川文人君。

**3番（早川文人君）**

4番目は、ボランティア団体への支援についてでございます。

伏見のボランティア団体では、毎月地域のごみ拾い清掃活動と、過去3年間労働サポーター制度による道路の草刈り作業、並びに保育園駐車場の草刈り作業、保育園わきの町有地の草刈り作業、また伏見西町地内国道21号線わき町花壇の整備を実施してまいりました。これら団体の事業が多岐であり、御嵩をきれいにし隊はまちづくり課、道路、赤道の草刈り作業は建設課、保育園駐車場の草刈り作業は福祉課、町花壇整備は住民環境課となります。本題で述べましたように、地元のボランティア団体の育成と活動意欲向上に向けて有償ボランティア制度構築を提案いたします。

なお、現在町が活用しております緊急雇用対策事業は、年間最低利用件数、並びに金額について制限がありますか、これにつきましてあわせて御答弁をお願いしたいと思います。

**議長（鈴木元八君）**

渡邊町長。

## 町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

早川議員におかれましては、もう1期やっていただきたいなあというふうに思っておりましたけれど、議員として4年間、町長として4年間おつき合いをいただきました。御自分のスタイルを貫かれた珍しい議員さんであるなあということは感じておりますので、ぜひ今後も伏見地区についての活動をしっかりと行っていただけたらありがたいなあと思います。よろしくお願いたします。

それでは、ボランティア団体への支援についてお答えをいたします。

地域づくり関連の補助金等々施設整備もございますし、活動助成もございますけれど、これらは最終的にはその団体に自立をしていただくということが最終目的かとは思っています。そうした中で、町としては3年間限定という形でやっておりますけれど、呼び水をするとということが基本的な目標としてあったというふうに思います。ただ、活動内容につきましては非常に多岐にわたっておりますので、それぞれの団体を一くくりにして考えていくことはできないであろうということは考えております。そうした中で、3年というお約束の補助制度を一概に延ばしてしまうというのも問題があるかと思っておりますので、一つの方法として今早川議員がおっしゃったような、いわゆる有償ボランティア制度を充実させた上で、そこで財源を求めていただくということが一番現実的な話かなというふうに思っております。組織というのはつくることも、解散することも比較的簡単にできますけど、継続することがいかに難しいかというのが組織だと思いますので、少なくとも町としては継続していただくために必要なものを何とか満たしていきたいという考えではあります。ただ、3年間活動していただくわけですので、その中で継続していただく手法というものをきちっと出していただくのも団体の責任でもあると思っておりますので、最大限行政としてはお手伝いをしますし、後押しはさせていただきます。また、有償ボランティアの形でどこかの維持管理というものが必要であるとするなら、それはそれで団体の方にお任せしていくということも視野の中に入れてまいりますので、そういう点、具体的に今後提案をしていただければ行政としてもやりやすいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

〔3番議員挙手〕

## 議長（鈴木元八君）

早川文人君。

### 3番（早川文人君）

通告書には記載いたしませんでしたが、最後に言いました緊急雇用対策事業の件でございますが、年間最低利用件数、並びに金額について制限がありますか、この点につきまして御答弁

をお願いしたい。

**議長（鈴木元八君）**

鍵谷部長。

**総務部長（鍵谷昌孝君）**

緊急雇用の場合は、新しい人を雇う必要があるわけですがけれども、その新しい人は5ヵ月、それで最長1年ということになりますので、再度雇用しても1年までということですので、その後は人を変えていかなければいけないということになると思います。

[3番議員挙手]

**議長（鈴木元八君）**

早川文人君。

**3番（早川文人君）**

今、私の質問の意味がちょっとわからなかったと思います。これは後にいたします。

5番、名鉄八百津線跡地整備についてであります。

町事業の遊歩道は御嵩地内の跡地全線にはなく、児童館から南約750メートルの計画とのことであります。雑草が生い茂り、イノシシが出没する児童館から北、兼山境までの整備が必要であります。これを解消する方策と、兼山地区、伏見地区に観光客の誘致を図ることを想定し、一部鉄道と遊歩道の併設を提案いたします。平成23年第1回定例会答弁のリニア新幹線の県内駅決定がなされましたが、これにより御嵩はどの程度の恩恵があるか、お答えを願いたいと思います。

つけ加えて、現在町では町内4ヵ所で公共交通をみんなで考えようの住民の意見を聞く会を開催しております。7月8日、伏見公民館での会議に、名鉄八百津線跡地利用に関する提言書に携わりました当時のまちづくり検討委員会の委員が、提言書について検討されたのか、検討された場合の結果について、検討委員会あてにどのように連絡されたのかの質問がありました。提言書は、平成19年11月となっております。相当年数も経過して、何らかの結果報告を町からすべきと考えておりますが、これにつきましてもあわせて御答弁をお願いしたいと思います。

**議長（鈴木元八君）**

渡邊町長。

**町長（渡邊公夫君）**

先ほどの御質問の中の2件目の部分について若干答弁漏れをいたしましたので、先にやらせていただきたいと思います。

行政の縦割りということで非常に弊害がある。こういう点についての矛盾というものは私も1町民として感じておりますので、基本は当然その団体を所掌する課、係でやっていくもので

ありますけれど、基本的に、すべてがまちづくり課という対応にしていきたいと。そこに担当の者がクロスして必要になる場合は、いわゆるワンストップ窓口のような形で、そこに担当者が行くという形の方法をとり、行政としては横の連携を図っていくという形にしたいと思いません。まず窓口としては、まちづくり課を使っただけであればよろしいかと思しますので、今後そのような形での意識を徹底させていきたいというふうに思います。

次に、八百津線についてであります。早川議員御承知のとおり、今現在いわゆる介護予防を目的とした遊歩道ということで試験的にチップロードをつくって利用していただいております。ただ、とめてあるというような状況に見えないでもありませんし、その場でのいわゆる始まりから終点までで完結するわけじゃありませんので、非常に使い勝手が悪いかと思えますけれど、最低1年間はある程度置いておきたいというのは、さきに説明させていただいたとおり、近隣の農地等々に迷惑をかけるような事態が発生するやもしれないということから、日本には四季がございますので、1年間あのような状態で様子を見たいということを説明したとおりであります。ことしの冬には1年間が過ぎるわけですので、年度内、もしくは来年度には本格的に全線のチップロード化ができるならやりたいというふうに考えております。

いろんな提案を伏見地区の方々、地域の方々からしていただいておりますが、少なくとも今後そうした御意見を拝聴する機会を設けまして、どのような形で利用していただくのか、また整備をしたらいいのか、それと先ほどの話のような、いわゆる有償ボランティアに維持管理をしていただくということが最も理想的な形かなというふうに思っておりますので、その部分でも地域の個人と、また地域の団体として協議に応じていただけたらというふうに思っております。児童館までという予定でありますので、とりあえずは次期の整備は可児川から児童館までの距離ということにしたいと思っております。児童館以北については、また地域の方々はどのようなお考えをされているのか、お聞きしながらできれば経費の安い方をとっていきたいとは思っておりますけれど、いろんな知恵を出していただいて、アイデアを出していただけたら、聞く耳は十分持っておりますので、その点についてもよろしくお願ひしたいと思います。

リニア新幹線の駅は中津川市に決定しまして、また趣がかなり変わってまいりました。現段階では、このあたりはもう名古屋へ行くんじゃないのかということもありますし、かなり土岐、瑞浪あたりに駅ができるということでは、ちょっと予定としては狂ったというふうに思いますが、少なくとも名古屋駅が地下40メートルの地点にできるということですので、そこから計算された結果、中津川で初めてリニア新幹線の車両が外に出るというような設計のようでもあります。そういう意味ではいたし方なしと、これは物理的な問題もあったんであろうと思えますけれど、少なくとも今後具体的に、現段階は環境影響調査にかかるということでもありますけれど、地下についてどのような環境影響調査を必要とするのかよくわかりませんが、具体的に近

くなってくればくるほど、いろんな形での考え方がこれから出てくるのではないのかなと思います。特に、東濃の5市、多治見から土岐、瑞浪、恵那、御当地である中津川と、この5市との連携をしっかりと深めた御嵩町としても南の方へ行くような何らかの形も視野に入れていかなければいけないというふうに思っております。中央線を使って中津川まで行かれる方も中には出てくると思いますので、そうした対応を誤らないようにしていきたいと思っております。今は設定されていますコースの一番北を通るという決定がなされると、御嵩町の一番南のあたりをかすめて通っていくというトンネルになってきますので、このあたりの土岐も瑞浪も御嵩も可児も地下はトンネルが通るという可能性が非常に高いというふうにお伺いしておりますので、全線開通したとしても、車両が見える状況にはありませんけれど、何らかそれを生かすような形を今後考えていくのが我々の仕事かなと思います。

先ほど申し上げたように、こうした情報ですと、東濃の5市との連携を深めることによって、新たな交通体系の方法も見えてくるのではないのかなあというふうに思っております。10年、15年という長いスパンでありますけれど、実際にはすぐやってくるのではないのかなあというふうに思っております。決定すれば、でき得るなら早くというような声もそのうち上がってくるかと思っておりますので、その点の情報収集、洞察力を含めて先見性を間違えないような、そんな選択をしまいたいというふうに思っております。

先ほど御指摘ありました答申と申しますか、提案いただいております件については、しっかりと目は通しておりますけれど、それに対する答えというのが少なくとも具体的には文書では出していないという事実でありますので、早晩出ささせていただきたいと思っております。ただ、今国道21号の旧道の部分を整備しておりますが、残念ながら大半が県道に移行していくわけでありまして、少なくとも片側1車線ということで、こちらの要望としては1.5車線くらいでも車道をとにかく狭くしてくれと、歩道を広くするんだということをお願いはしましたけれど、県の規定でいきますと1.5車線というのはあり得ないということでありましたので、やむなく1車線で一番車道の方の幅を狭くしてくれということで、特に今伏見地区はよく目に見えてわかってくるかと思っておりますが、歩道を最大限とった歩行者と自転車を使う方に安全な道路になりつつあると思っておりますので、これも提言に基づいて提案をさせていただいたという経緯もありますので、そういう点についても御理解をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

[3番議員挙手]

議長（鈴木元八君）

早川文人君。

3番（早川文人君）

それでは、関連で一つだけお願いをしたいと。

その前に、今言いました八百津線跡地利用に関する提言書、本当に立派な提言書が提出されております。今まで手つかずでほうっておいたという。結局、その委員の方はかなり痛烈な意見を述べられました。鍵谷部長もその席におりましたのでわかっておると思いますが、それまでの間、本当に無駄遣いじゃなかったかというような指摘も受けておりますので、やっぱりその間の当然検討はされたと思いますが、かなりの期間がありますので、その間はやっぱり提言者の方に何らかお話をされた方がよかったかなあということを思います。

総務部長にお尋ねをいたします。

6月15日付で名鉄八百津線跡地整備についての文書はお読みにになりましたか。その中で、「跡地の国道21号から児童館下までの草刈り作業は地域団体にお任せください」というふうにあります。遊歩道のテストコースにつきましては、緊急雇用対策事業で対応することを総務課長から聞いておりましたが、児童館に至る跡地も緊急雇用対策事業で対応されましたか。そうであれば、事前に跡地整備は全部町事業で行うので、地域団体からの援助は一切お断りしたいと連絡されるのが常識ではありませんか。これについて答弁をお願いしたい。

それと、先ほどの緊急雇用対策の件ですけれども、私が聞きたかったのは、御嵩町としてこの緊急雇用対策事業は年間どのぐらいの件数で、どれだけの金額が設定をされておるのか。制限が全然ないのかどうかということですね、それをちょっとお聞きしたいと思いました。お願いいたします。

#### 議長（鈴木元八君）

2点の再質問に対して、鍵谷部長。

#### 総務部長（鍵谷昌孝君）

お答えしたいと思います。

まず1点目の八百津線廃線敷きの草刈りの件でございますけれども、例年、職員会も年に1回やっておる。ただ、チップロードにしたことで、草もたくさんふえてきた、御指摘のように。そういった中で、総務課の職員で草刈りをつい最近ですけれども行っております。それから、先ほど御指摘のあった緊急雇用、これも草刈りについて緊急雇用でできると。ただ、場所が、名鉄八百津線だけということではなくて、町有地の草刈りということで緊急雇用でやるということになっておりまして、その中のあいた時間と言ってはおかしいですけれども、時間的に余裕がある時間に旧名鉄八百津線の草刈りも実施をしていきたいと。今、ぶっっておくとすぐ草が生える状態でございますので、そういう状況の中で職員、それから緊急雇用いろんな視点で作業をしていきたいと、そのように思っております。

それからもう一つ、緊急雇用の先ほどは一般論で言いまして、町がどれだけ受けたかという

話はちょっと今数値を把握しておりませんので、もしお知りになりたいようでしたら、  
暫時休憩させていただきまして、数値の確認をして総額幾ら、それを確認しましてお答えを  
したいと思いますけれども、ちょっと急なお話でしたので、数値は今のところ把握をしておりま  
せん。もしよろしければ、お時間をいただいて、把握をしてお答えをしたいと思います。

〔3番議員挙手〕

議長（鈴木元八君）

早川文人君。

3番（早川文人君）

結構でございます。ありがとうございました。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（鈴木元八君）

早川議員、数値、件数については報告はもうしてくれなくてもいいと。

3番（早川文人君）

もういいです。私らで聞きに行きますので。

議長（鈴木元八君）

それでは、早川文人君の一般質問を終わります。

続きまして、1番 伊崎公介君。

1番（伊崎公介君）

それでは、お許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私の今回の質問内容ですけれども、御嵩町の基金のあり方と災害対策についてお伺いしたい  
と思います。

昨年7月15日、7・15の被害で我が町も災害を経験しました。そして、ことしの3月15日、  
東日本大震災において日本じゅうを震撼させるような大災害になったと。こうしたことから、  
我が町も災害に対する認識が相当変わってきた。そして、この東日本大震災の結果、今まで本  
当にそうなのかなあと思われていた東海・東南海・南海地震が連鎖して起きるんじゃないかと  
いうことも、そのおそれがあるかなというように思われるようになってきました。そういった  
ときに、あの震災から4ヵ月が過ぎようとしているんですが、なかなか国の支援というのが  
進まない。そのために、被害者の方々のいら立ちは相当深くなってきたと思われま。

それで、災害から立ち直るには、自分と家族を守る自助、それから隣近所で助け合う共助、  
そしてその後行政が行う公助と続いていくと思いますが、この公助がなかなか進まないと。  
特に国の支援というものがなかなか得られないということで、せっかく生き残った住民の不満  
や不安というのを取り除くことが難しくなっているのではないかと思うわけです。

こうしたことが本当に日本で起きちゃっているわけなんですけど、我が町がこういう大災害の被害に遭ったとして、こういった事態というのはぜひとも防いでいただきたいと思うわけです。国の支援というものが相当こういう大災害になればおくれるということが予測されるならば、住民に一番身近な地方行政というものの役割というのは非常に大きなものと思われるわけです。それで、その役割が大きいとなれば、それを運用する資金というものも非常に重要になってくると思いますが、その中で一番使いやすい資金というのは、これは基金、特に財政調整基金であろうと思われるんですが、この残高が岐阜県内でも相当低い方じゃないかということが気になるどころですし、それからその基金も実際に蓄えられているのかというと、これは一般会計やその他の特別会計の一時借入金として使われていると。となれば、本当に使いたいときに基金残高というものが当てになるのか、使える金額というのが本当に限定されておるんじゃないかということが気になるわけです。

そこで、次の2点をお聞きしたいと思いますが、まず、この御嵩町に充当可能な基金の残高というものは今現在どれだけあるのかと。それで、岐阜県内の市町村の中で、1人当たりの基金残高というものも少ない方だと思いますが、これは非常時に備えた基金として十分なのかということ。まず、この1点をお聞きしたいと思います。

それからもう一つ、先ほどちょっと言いましたけれども、基金から一時借入金として20年度末には一般会計、それから下水道特別会計に8億2,550万円と、それから21年度末も5億3,000万円貸し付けているわけですね。そうすると、この基金というのは積み立てられている金額すべてを支出できないと。それで、そういうことからこの一時借入金というのは少々利息が高いとしても、非常時も含めて正規の金融機関から借り入れて、基金というものを柔軟に運用できるような形態をとるべきじゃないかと思いますが、この2点、ちょっとお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

**議長（鈴木元八君）**

2点につきまして、鍵谷総務部長。

**総務部長（鍵谷昌孝君）**

それでは、伊崎議員の御質問にお答えしたいと思います。

質問の趣旨ですけれども、伊崎議員の大災害時における町民の安全確保のための基金運用についてと、そうした大災害時での基金運用をする場合に、現在のように基金から一時借入れが行われていれば、実際の運用時に影響が出るのではないかという2点であったと思いますので、この2点についてお答えをします。

まず、本町の基金は、毎年決算書の財産に関する調書に基金の名称と年度末残高という形態で表を作成していますので目を通されていると思いますが、現在は一般会計と特別会計全体で

12の基金がございます。この12の基金を目的別に大別しますと、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置する積立型基金と特定の目的のために低額の資金を運用するために設置する定額運用型基金の2種類に大別できます。いずれの基金も特定の目的のために積み立て、もしくは運用を行っているものでありまして、基金の処分や運用益の処理はいずれも条例に規定があり、この目的以外では取り崩すことはできません。

では、御質問にあります大災害時に町民の安全確保のために基金の処分か運用が可能かという点につきましては、12の基金のうち、財政調整基金についてのみ御嵩町財政調整基金条例第5条の2で基金の処分について、地方税法第4条の4の規定に該当する災害により生じた経費の財源として処分することの目的としてありますので、財政調整基金の災害時の処分は可能であります。ちなみに、本町の財政調整基金の平成22年度末残高は7億9,400万ほどであります。

また、基金の運用については、個々の基金条例の中に繰りかえ運用の規定がある基金がございます。この繰りかえ運用の規定のある基金については、町長が財政上必要があると認めたときに、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金を再計現金に繰りかえて運用することができます。本町では歳入に計上されている国庫補助金や臨時財政対策債など大きなお金は、通常、年度が終わった翌年の4月から5月に入金があり、支払いが重なる年度末などの手元資金が不足する時期に、この繰りかえ運用で短期的に基金から借り入れを行っております。この場合、一時借入金を市中銀行において借り入れを行うより、基金の繰りかえ運用を行った方が金利負担を少なくすることができることから、このような運用を行っておるものであります。また、これはあくまでも短期的な運用であり、かつリスク回避のため、一つの基金でなく、幾つもの基金から必要最低限の金額を分散して運用しておりますので、財政調整基金の処分が必要となった場合でも支障がないと判断をしております。

また、本町にとって未曾有の水害が発生した昨年7・15豪雨災害において、町内で多くの被害が発生をしました。これらの復旧工事等では、約1億7,000万円の事業費に対し、国庫補助金が約6,000万円、起債が約1,000万円で、合わせて約7,000万円の特定財源があり、町の一般財源としては約1億円が必要でありました。この一般財源分は財政調整基金で対応することとなりますが、平成22年度末残高は先ほど申しましたように7億9,400万ほどでありますので、こういった大災害時でも対応が可能であると考えております。

それから、数値の要望がありましたので、充当可能な基金残高でありますけれども、災害目的で処分可能な基金は財政調整基金ということで、先ほども述べましたように、7億9,450万8,000円、22年度末であります。それから、処分ではなくて繰りかえ運用が可能な基金、これは条例中に繰りかえ運用ができる旨が記載してある基金でございますが、その合計額が14億3,532万1,000円、これはいずれも平成22年度末残高でございます。

それから、ちょっと時点が1年さかのぼりますけれども、県内の一覧表で出ております表の中で、基金残高総額は12億3,300万ということで、42市町村中39位ということでございます。それから、同じく平成21年度末で住民1人当たり基金残高、これは6万5,000円でございます。以上で、伊崎議員の御質問の答弁を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

〔1番議員挙手〕

**議長（鈴木元八君）**

伊崎公介君。

**1番（伊崎公介君）**

ありがとうございました。

一つちょっと気になる点でお聞きしたいんですが、そうすると、これは一時借入れを行うのは4月から5月末までの出納閉鎖期間に限ったことかという点が1点と、それから実際に運用可能なのは財政調整基金ということなんですが、この財政調整基金の中で、この一時借入れに充当した部分というのは幾らか、その2点をちょっと教えていただきたいと思います。

**議長（鈴木元八君）**

鍵谷総務部長。

**総務部長（鍵谷昌孝君）**

ちょっと今控えておまして、まず第1点目につきまして、最近は年度末に借入れを行っているというのが最近の状況でございます。

それから2点目について、すみません、もう一度御説明をいただけませんか。一般会計の中で一時借入れを行っている基金がどれぐらいというお話ですか。ちょっと聞き漏らしましたので、申しわけございません、もう一度質問の方、よろしく申し上げます。

〔1番議員挙手〕

**議長（鈴木元八君）**

伊崎議員。

**1番（伊崎公介君）**

これは、財政調整基金の中で、一時借入れに流用している金額はどれだけかということをお願いしたいと思います。

**議長（鈴木元八君）**

鍵谷総務部長。

**総務部長（鍵谷昌孝君）**

急な数値のお求めでしたので、していないという判断ではありますが、再度申しわけございませんが、暫時休憩をとらせていただいで確認をしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

か。

**1 番（伊崎公介君）**

それでしたら後でお聞きしますので、よろしくをお願いします。

それじゃあ、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

**議長（鈴木元八君）**

それでは、伊崎議員の質問に対しては、後で個人的に聞かれるそうですので、資料をよろしくをお願いします。

それでは、ここで暫時休憩に入りたいと思いますので、休憩をいたしまして、時間は10時10分から再開ということにしますので、よろしくをお願いします。

午前10時00分 休憩

---

午前10時10分 再開

**議長（鈴木元八君）**

休憩を解いて再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

6 番 大沢まり子さん。

**6 番（大沢まり子君）**

ただいま議長にお許しをいただきましたので、大きく分けて2点について質問をいたします。

1点目に、災害時の安心のためにお伺いをいたします。

梅雨も明け、本格的な夏の到来となりました。近年は、夏の暑さも異常なほど暑く感じられますが、地球温暖化の影響でしょうか、雨の降り方も変わってきております。短時間に物すごい量の雨が降るようになりました。昨年7月15日のゲリラ豪雨では、私たちの町でも想像を絶する川のはんらんや土砂災害が発生いたしました。今まで安全な住宅地と思っていました大庭台でさえも、山が崩れ、土砂災害が発生をいたしました。

また、日本は自然災害列島とも言われ、世界で発生するマグニチュード6以上の地震の約2割が日本で発生しております。台風の通り道でもあり、火山活動とも無縁ではありません。ちょうど4ヵ月前、この議場にいるときに発生いたしました東日本大震災は未曾有の大災害となりました。心から亡くなられました皆様の御冥福をお祈りいたしますとともに、被災されました皆様にお見舞いを申し上げます。また、その後の政府における手の打ち方の遅さからか、いまだ多くの方々がいろいろな意味で苦しんでおられます。

こうした自然災害はなくすことはできませんが、被害の未然防止や軽減は不可能ではないと思います。その取り組みといたしまして、先ほど伊崎議員もおっしゃられました行政による公

助、自分の身を自分で守る自助、地域や身近な人で助け合う共助の取り組みは欠かせないものであります。公助の施策の一つは、いつ起きてもおかしくないとされている東海・東南海地震などに備えるための住宅や施設の耐震化でもあります。また、全国に52万カ所もある土砂災害の危険箇所への砂防整備もなかなか進んでいないのが現状ではありますが、地球温暖化による気象変動で、ますます猛威を振るう集中豪雨に伴う土砂崩れへの対策には最優先の対応をしていただきたいと思えます。

しかし、防災の基本は自助でもあります。注意報や避難勧告には十分過ぎるほど気をつけていただき、水や保存食などの備蓄や家具の転倒防止策も怠ってはならないと思えますが、災害に遭ったときには1人の力では情報を得られなかったり、素早く避難できない人も多いかと思えます。お年寄りを初めとする災害弱者には、地域や自治会などで気を配る共助も欠かすことができません。超高齢社会で、かぎを握るのが地域の力であります。これら三つの助け合いにより、災害・被害を少しでも防いでいきたいと考えます。

毎年9月1日は防災の日となっております。その前後は防災週間でもあります。この期間には、どこの市町におきましても、防災の重要性を広める諸活動や防災訓練が行われます。こういった機会に、災害時にとるべき行動や、防災備品などの確認をしておくことは大変必要なことであると考えます。町民の防災意識が高まっている本年こそ、一部の方だけでなく、全町民挙げての訓練が必要ではないかと考えております。

そこで、御嵩町としては、本年度の防災訓練はどのような形で行う予定かをお伺いいたします。

次に、自主防災組織を機能させていくには、町としてどのような支援を考えてみえるかというについてお伺いします。

現在、ほとんどの自治会に自主防災組織が立ち上がってきていると思えますが、きちんと機能している組織と、そうでない組織があるかと思われまます。年2万円の補助金だけでなく、ほかにも担当職員をつけるとか、自治会ごとの進みぐあいを見ながら助言をしていくとか考えられないでしょうか。また、町民の中には、自主防災組織がどんなもので、自分たちの地域の組織はどうなっているかを知らないという声も多く聞かれました。町民全体で自主防災組織を知っていく取り組みを行っていくべきだとも考えます。共助の最も重要な取り組みであります自主防災組織を、すべての自治会で早急に機能させていくために、町としてどのような支援を考えておられるでしょうか、お伺いいたします。

次に、被災者支援システムの導入についてお伺いいたします。

1995年の阪神・淡路大震災で、壊滅的な被害を受けた兵庫県西宮市の職員が独自に開発をした被災者支援システムは、災害発生時の住民基本台帳のデータをベースに、被災者台帳を作成

し、被災状況を入力することで、罹災証明書の発行から、支援金や義援金の交付、救援物資の管理、仮設住宅の入退去などを一元的に管理できるシステムであります。このシステムを全国の地方自治体が無償で入手し、災害時に円滑な被災者支援ができるよう総務省所管の財団法人地方自治情報センターは2005年にこのシステムを統一的に登録・管理し、他の地方公共団体が、有効に活用できるようにする地方公共団体業務用プログラムライブラリーに登録をいたしました。また、2009年1月には、総務省が被災者支援システムをおさめたCD-ROMを全国の地方自治体に無償配布をしたということであります。

しかし、このたびの東日本大震災まではこのシステム導入の申請は229自治体にとどまり、被災した東北地方では導入自治体はなかったということであります。今回の震災後、被災者の情報を一元的に管理する被災者台帳への必要性が高まり、システムの導入の申請をする自治体がふえ、この7月1日現在、500を超えたということであります。震災後、このシステムを導入した宮城県山元町では、三つのデータベースが統合され、ここに住居の被災状況を追加すると、罹災証明書がスムーズに発行することができ、罹災証明書の申請件数に対する発行件数は9割に上っております。担当課によりますと、一度情報を登録してしまえば、一元管理により義援金の支給についても再度申請の手続は要らず、行政にとっても住民にとっても助かると効果を語っておられました。今回の震災で、改めて平時から災害時に住民本位の行政サービスが提供できる体制づくりを進める必要性が高まっております。

地方自治情報センターの調べでは、3月11日以降、岐阜県では1番目となる5月11日に御嵩町はこのシステム導入に必要なシステムキーを取得してみえますが、今後どのように進めていられるのかをお伺いいたします。

2点目の質問です。町長と町議会議員の同日選挙についてお伺いいたします。

今回の同日選挙は、少し急ぎ過ぎたのではないかという感想を私自身は持っております。当然、経費の削減というのはもっともな理由ではございますが、住民の声をお聞きしたといっても、有権者の1%ほどの声でありました。また、選挙管理委員会の平成22年10月21日の議事録を見ても、渡邊町長は一緒にやるべきという考えを持っていると意見を述べられております。この90日特例のルールとありますが、御嵩町は最高の90日であり、3ヵ月に近い期間の選挙というのでしょうか、住民の利便性というなら、2週間しか間がなかった県議選と町長選挙の同日選挙を考えるべきではなかったのでしょうか。私ども町議会議員の意見は、議事録にも載っておらず、前選挙管理委員長は批判の材料になっただけのように思えます。結果、選挙直前に委員長が辞表を提出し、交代するというようなことになってしまいました。委員長には中立公平な目で見えていただきたかったと思っております。

今回の同日選挙の投票率が低かったことは、町長候補なのか議員の候補なのかはよくわから

ないという住民の皆様の声、また町会議員への立候補者のうち9人の新人候補にもかかわらず、町長候補のみの公開討論会であったことなどから、町会議員選挙への関心が薄かったように思われます。今回の同日選挙に対する町長の御見解をお伺いいたします。

次に、選挙管理委員会としては投票率のアップ、公明正大な選挙というのが目標かと思いますが、今回投票率が低かったことに対してどのような分析をされてみえますか、担当部長お答えください。

また、12日の開票作業は、町長を先に決定してから町議の開票に移ったのでしょうか。それとも同時進行で開票が行われたのでしょうか。開票に大変時間がかかったようですが、予定よりも費用がかさんだのではありませんか。費用はどの程度削減できたのかをお答えください。また、4月27日から6月12日の間、45日間、町長不在期間は何も問題はなかったのでしょうか、お答えいただきたいと思います。

最後に、今回の選挙を踏まえ、4年後の改選の際には今回実施した90日特例とは別の方法に変えるということは可能でしょうか。それとも、90日ルールに踏み切った以上、次の4年後、8年後の選挙は、このルールに従わなくてはならないのでしょうか、お伺いをいたします。御答弁者の明快な御答弁よろしく願いいたします。以上でございます。

#### **議長（鈴木元八君）**

それでは、大沢まり子さんの答弁に入りたいと思います。災害関係の方から参りたいと思います。

鍵谷部長。

#### **総務部長（鍵谷昌孝君）**

それでは大沢議員の御質問に、まず災害時の関係の3点についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず第1の質問は、今年度の防災訓練はどのような形で行われるのかと、そういう御質問だったと思います。

本町は、毎年9月の第1日曜日に防災訓練を実施しており、平成19年度までは、地域住民の方については、各小学校のグラウンドで自治会役員、自主防災代表者を集めて消火訓練や救急救命などを実施してきましたが、参加者は限られていました。参加者が一部の住民の方に限定されているという反省と、災害で重要なことは、先ほど申されましたように、災害発生時から二、三日の間の行政や消防の救援活動が困難な時期に、地域住民みずからが自助、共助の意識を持って、助け合って行動していただくことが重要であるという視点に立って、平成20年度より自主防災組織単位、自治会単位での訓練の企画・実施をお願いしてきたところでございます。こうした趣旨から、今年度においても以前のような各小学校のグラウンドへ町民の皆さんに集

まっただいて、同じ内容の訓練を行うという形態ではなく、身近な自主防災組織、自治体単位でそれぞれの組織に合った防災訓練を想定し、実施していただく。また、こうした身近な訓練に、できるだけ多くの方に参加していただく形の方がより実践的であると考えていますので、よろしく願いをいたします。

そのための意識啓発として、平成20年度から毎年度6月に、自主防災組織のリーダーや自治会長を対象として、自主防災組織活性化研修会を開催し、防災についての講演や防災訓練の実施内容について説明を行ってきております。御質問の本年度の防災訓練について、現在まだ具体的な内容は未確定であります。こうした経緯と3月11日の東日本大災害の発生を受け、今まで以上に住民の方の防災意識が高まっておりますので、まず自分たちの地域は自分たちで守るという防災の理念に立って、住民の方みずからが防災の発生時に、いろんな状況を想定範囲としたより実践的な自主防災訓練の企画をお願いしたところであります。また、各自主防災組織等の具体的な訓練内容は、7月末ごろまでに計画書の提出をお願いしておるところでございます。

なお、御嵩町災害対策本部におきましても、町職員を対象とした防災訓練を9月4日に実施を予定しておりますが、昨年の災害等を踏まえて、職員についてもより実践的な訓練を実施していきたいと考えております。

質問の2番目ですけれども、自主防災組織を機能させていくため、町としてどのような支援をしておられるのかと、そういった御質問だったと思います。

本町においては、自主防災組織はいつ起きてもおかしくないと言われている東海・東南海地震への防災意識の高まりの中で、現在、全町69の自治会中、約78%の組織率であり、また自衛消防隊を含めれば約91%という組織率であります。こうした中、町として実際の災害時に自主防災組織が有効に機能されるように、先ほども触れましたが、毎年6月に自主防災組織のリーダーや自治会長を対象に、自主防災組織活性化研修会を開催し、自主防災組織が平常時に災害時の災害をできるだけ少なくする減災対策にはどのようなものがあるのか。また、自助で行える備蓄品の用意、共助で行える救急救命や危険箇所の把握、防災マップの作成、また実効性のある防災訓練の実施内容などをわかりやすく説明することや、個々の質問については、行政の担当者、消防署の的確なアドバイスを行っております。こうしたアドバイスを参考として、それぞれの自主防災組織が実効性のある活動を行っていただいた場合には、2万円を上限として活動助成金を交付しております。御質問の補助金だけでなく、自治会に担当職員をつけてはという御意見には、約8割の自治会で自主防災組織が組織はされているが、実際の災害時に機能するのかという想定の中で、設立時だけでなく、町防災担当者のきめ細やかな支援が必要ではないかという趣旨の御質問と思っております。現在は、自主防災組織の訓練時に要望に応じて

消防団員や消防署員が参加し指導を行っていますし、消防団員に町職員も多数在籍しておりますので、議員の思いとは多少異なるかもしれませんが、行政として十分とは言えないまでも、支援体制がとれていると考えております。また、職員のふれあい講座制度もありますので、今後は自主防災組織や自治会単位で担当職員の防災に関する出前講座の開催を要請していただけるよう積極的に働きかけていきたいと考えております。

また、大半の自主防災組織では、会長を自治会長が兼務し、毎年変わられるという状況でありますので、できれば毎年交代される自治会長と切り離していただいて、地元の地理等に精通した方に中・長期の任期でリーダーを引き受けていただいて、災害時の支援が円滑に行えるよう町として引き続き積極的に働きかけていきたいと考えております。

質問の3番目ですけれども、災害者支援システム導入はどのように進めていくかという御質問であったと思います。

西宮市が開発した災害支援システムとは、住民基本台帳情報と連動させることにより、災害により被災した場合において、第1に被害者台帳、被害者家屋台帳、罹災証明の発行支援、第2に避難所における避難者情報、安否確認も含むそういった情報の管理、第3に仮設住宅への入居状況、入居者管理、第4に犠牲者名簿管理、遺族への通知、第5に倒壊家屋の解体手続支援、第6に支援物資の数量管理など6項目の事案について支援・管理するシステムでございます。御質問の中で、岐阜県がこの5月11日に取得という御説明でしたが、実際の運用は市町村単位で行うものでして、6月30日現在の県防災課での調査では、県内6市町村がアクセスキーを取得しているが、実際に運用している自治体はないという結果であったそうでございます。ちなみに、本町はまだアクセスキーの取得はしておりません。

本町では、この7月13日に、県庁の市町村防災担当者への概要説明が県主催でありますので、この説明会に出席し、システムの理解を深めた上で導入について前向きに検討していきたいと考えております。

以上、災害時の安全に関する三つの御質問について回答させていただきました。よろしくお願いをいたします。

**議長（鈴木元八君）**

続きまして、渡邊町長。

**町長（渡邊公夫君）**

大沢議員の質問にお答えをいたします。防災の方の質問は部長だけでしたが、基本的には個人情報保護法との兼ね合いということも考えつつ、よりよいものにしていかなければいけないということを考えております。

まず、同日選挙についてのお伺いではありますが、確認をさせていただきたいのは、選挙管理

委員会というのは、いわゆる町長部局でもなければ、町の行政がコントロール下に置くものではございませんので、議事録をお読みになったということでもあります。私は目を通してはおりませんが、少なくとも最終的に選挙管理委員の皆さんには、自分としてはそう考えるが、選挙管理委員会の方でしっかりと議論して決めていただければいいですよと、その結果には我々は従う立場にありますよということを言っているはずですので、そこまでセットとして考えていただけたらというふうに思います。

立候補者、選挙スタッフという立場でいきますと、やはりいろんなこの同日選挙に対する見解そのものが違うなあということを感じました。ただ、有権者として投票される方から、どのようなクレームがあったかといいますと、それほど大きな声が上がっていないのも事実だったのかなあというふうに思います。候補者、選挙スタッフとはまた違う感覚でとらえておられたんじゃないのかなと思います。私自身、先の任期が来るのは御嵩町の場合町長でありましたけれど、その60日前に告示しなければならないということで、2月25日に選管の方から選挙日について同日選挙ということで発表がございまして以降、約2ヵ月間自分の任期がありましたので、町民の方から何か否定的な意見が届くのではないかと注目をしていましたけれど、少なくとも1件のみでありました。これも、ちょっと稚拙といいますか、冷やかしのかなあと思いましたが、自分は町議選、町長選両方とも立候補したいと、どうしたらいいですかという質問で来ておりました。ちょっと中学生、小学生並みだなあと思いましたが、それ以外には町民の方から否定的な意見は寄せられていませんでしたので、そういうものなのかなあということを感じております。個人的にといいますか、立候補した立場から申し上げますと、やはり選挙スタッフというのが、議員さんも含めて候補予定者ということになるんでしょうけれど、議員さんも含めてスタッフになっていただけるということもありますし、演説会等々の動員についても、町長選挙としては非常に苦労したというのが実態としてございますが、これがすべて同日選挙のなせるわざかといえ、そういう影響はあったとは思いますが、それが悪いということにはつながらないのかなあというふうに思います。地方自治体の首長と議員の選挙というのは、2年ごとに行われるのが理想的だというふうに言われる説も実はあります。2年間任期を務めて反省をした上で、次なる例えば町長が2年後に議員の選挙でどんな方が出てくるかということで、また考え方が違ってくるといってもありますので、それが理想だとされる方もありますが、私自身そういうことについてはよくわからないと言わざるを得ません。ただ、特例として、公職選挙法第34条2の第1項に90日という日数を定義したというところには、何らかの意味があると。同日選挙を示唆している部分も法的にはあるのではないのか。当然、国会でこれを議論されたわけでありまして、選挙管理委員長さん、当時おやめになった方が当時の賛成・反対については、反対者は共産党だけだったという発言があつて、おやめにな

ったわけですが、いろんな政党もよしとした上での90日ルールであろうというふうに解釈はしております。逆のパターンでありましたが、5月22日に輪之内町で町長の方が任期が後という形での、議員さんの任期が4月29日で切れ、議会不在のまま5月22日の選挙ということになりました。行政上の心配ごとといたしますか、懸念される部分はそこではなかったようでありまして、少なくとも決定的な答え、何がよしとすべきかについては出てこないというふうには考えております。その中で、できれば御嵩町の選挙管理委員会及び輪之内町の選挙管理委員会の方から基本的な見解といたしますか、感想、所感等々を聞いてみたいという気持ちはございますので、今後時間をつくり、そのようなことをしてまいりたいと考えております。

選挙結果については、出るべく結果が出たのかなあというふうには思っております。私への質問ではございませんけれど、投票率については、むしろ同日選挙だから選挙に行かないという人は多分考えられないんで、投票率の上がりどめにはなったのかなあというふうには考えておりますけれど、これもあくまで結果論でありますので、これが正しい答弁になるかといえば、それはわからないとしか言いようがありません。ただ、我々は与えられた条件で、与えられたことをしていくのみというふうには考えておりますので、その点の御理解をよろしく願いたいと思います。以上であります。

#### 議長（鈴木元八君）

それでは、続きまして鍵谷部長、3点でございます。簡潔にお願いしたいと思います。

#### 総務部長（鍵谷昌孝君）

それでは、大沢議員の同日選挙に関する質問の3点ですが、回答させていただきます。

まず、投票率が低かったが、どのように分析をしているのかという御質問ですが、先週7月6日に御嵩町選挙管理委員会が開催され、同日選挙の結果について今回の大沢議員の御質問にある項目の分析がなされました。その内容について、本来なら選挙管理委員長がお答えすべきだと考えますが、委員会を所管する部長という立場でお答えをしたいと思います。

まず投票率については、今回の町長選挙の投票率は66.18%で、前回、平成19年度の投票率67.77%を1.59ポイント下回りましたので、数字だけを見ると投票率の向上という目的の達成には至りませんでした。町長選挙の投票率は、平成7年度以降低下傾向にあります。前回とは1.59ポイント低下していますが、前々回の平成15年と前回平成19年との差である4.44ポイントからすれば、若干下げ幅が抑えられました。これは有権者にとって、より地域に密着した町議会選挙と同時に執行され、通常より目立つポスター掲示場が設置されたこと、選挙カーによる連呼が町議会、町長、総勢17台によって行われたことなどの相乗効果があり、近年の選挙の傾向である右肩下がり投票率が、通常町長選挙と町議会選挙では町議会議員選挙の投票率の方が高いこともあり、相乗効果で下げ幅が抑えられたのではないかと分析されました。

また、町議会議員選挙の今回の投票率は66.17%でありまして、前回無投票でしたので、平成15年の投票率73.6%を7.43%下回りました。前回の平成19年度が無投票であり一概に言えませんが、近年の町議会議員選挙の投票率自体も低下傾向にあり、今回は平成7年の小和沢産業廃棄物問題など高い注目を集めるような争点が見出しにくかったなどの分析結果が上げられました。その上、今回は東日本大震災による自粛ムードで盛り上がり欠けた統一地方選挙の影響や、国民不在の政治が国会で行われているなどで、有権者の政治離れが進んだことが町政への関心の低さにもつながり、町長選挙、町議会選挙とも投票率の低下につながったのではないかという分析結果でありました。

次に、開票に時間を想定したより要したのではないかと、また想定と比べ費用もかさんだのではないかという御指摘につきまして、今回の同日選挙での町長選挙の開票確定時刻は午後10時40分で、当初の見込みの午後10時20分から20分のおくれとなりました。また、町議会議員選挙における開票作業の確定時間は午前0時39分で、当初見込みの午前0時30分から9分のおくれとなりましたが、いずれの開票作業も見込みから大幅なおくれとなることなく進めることができたという分析でありました。

先ほど御質問のありました町長選挙、町議会選挙は同時に開票を行ったかどうかという質問に対しましては、同時に開票を行いまして、ただ開票の人数を重点移行と言いまして、まずは町長選挙にたくさんつける。それで、そちらがある程度片づいたら町議会選挙につけるという重点移行というやり方でやりましたが、後からやったかと言われれば、同時に開票作業に移ったということでございます。

それから費用の件ですけれども、今回の同日選挙により支出した選挙経費の額は921万3,741円、これは6月28日現在でありますけれども、平成19年の町長及び平成15年の町議会議員選挙の決算額の合計1,617万7,018円と比較すると、696万3,277円の減額となりました。まだ、最終の確定額ではなく正確な数値ではありませんが、この約700万円の減額は主に投票管理者や立会人の報酬、事務従事者に係る手当、選挙人名簿や入場券の作業費用と発送費用など、同日選挙とすることで共通化することができたものの積み上げにより、当初見込んでいた約400万円の削減を大きく超えることができたという分析をしております。

次の御質問ですけれども、町長不在中、何の問題もなかったかという、この質問に関しましては選挙管理委員会での分析はありませんでしたので、町行政側からお答えをさせていただきます。

今回、平成23年4月27日から6月12日の町長不在期間については、地方自治法第152条第1項の規定により、副町長が町長の職務を代理してまいりました。結果論ととらえられるかもしれませんが、この町長不在期間中に当初懸念されていた町長の職務代理者が政治的判断をする

ような状況が発生しませんでしたので、何らかの問題が起きたという認識は持っておりません。

最後ですけれども、次の選挙時に90日ルールと違った方法でもよいのかという御質問ですけれども、選挙管理委員会では、町長選挙と町議会選挙を同時に行う理由として、選挙に係る経費の節減、注目度の高い二つの選挙を同時に行うことによる投票率の向上、2回が1回で済む有権者の利便性の向上、この三つを上げております。今回の同日選挙でこの三つの理由について一定の評価すべき結果が出たという選挙管理委員会の分析でありましたが、今後もこの二つの選挙を同日で行うためには、次の平成27年度には町長の任期が6月12日、町議会議員の任期が7月25日と、この間が43日間ありまして公職選挙法の90日特例の規定をもう一度適用しないと、現在の想定では同日で行うことはできません。御嵩町選挙管理委員会として、次回、平成27年に公職選挙法の90日特例を再度適用して同日選挙とするかどうかは、平成27年にまた今回と同様に有権者の意見を参考に、このときの選挙管理委員会が判断をするという見解でございましたので、よろしくお願いをいたします。

以上で御質問に対する説明を終わらせていただきます。

[6番議員挙手]

**議長（鈴木元八君）**

大沢まり子さん。

**6番（大沢まり子君）**

町長と町議会議員の同時選挙につきましては、今、町長の御見解でありますので、そこに何か申すべきことはないと思いますけれども、今、最後に言われましたこのルールにつきましては4年後にまた選挙管理委員会の方で検討して、決定するという形でありましたので、次の4年後の選挙管理委員会におきましては、やはり有権者もたくさんの方の御意見をしっかりと聞きながら、また議員の意見も聞いていただきながら、町長さんのお考えも含めてですけれども、そういった幅広い御意見を聞きながらの選挙管理委員会であってほしいなあと思っております。よろしくお願いをいたします。

それから、先ほどの防災についてですけれども、訓練につきましては7月の終わりまでに各自治会から計画を出していただくようなお話が先ほどあったと思いますが、この計画をつくる段階におきましても自治会任せなのかということをお聞きしたいと思います。私、自主防災組織、また自治会がいろんなこういった防災についてをトップリーダーの方は勉強してみえるわけですけれども、自治会において次回出前講座などを実施するというふうなお話もございましたが、やはりその自治会、自治会で住民の方に徹底していかないことには、お一人お一人の力を発揮していただくことができないんじゃないかなと思います。もうこれでいきますと、20年からリーダーの研修は3年ほどになるわけですので、やってみえるということですので、

そういったことがなかなか実際自治会の住民の方には浸透がしていないようにどうも思えてなりません。今回、いろいろな方にお話を聞いても、自主防災組織ができたみたいだけど、防災倉庫もあんなちっちゃいので私たちいいんやろうとか、また何をやっているのか聞いたことがないという方のお声をたくさん聞きましたし、そういったことで、今回の災害を機に、しっかりとした安心できるような形の自主防災組織になっていけたらいいなと思いますので、先ほどの7月までに提出される計画についての町からの助言、または指導等はなく、自治会のみ計画書の提出ということになるのでしょうか、ひとつお伺いいたします。

**議長（鈴木元八君）**

鍵谷部長。

**総務部長（鍵谷昌孝君）**

再質問にお答えします。

説明会をやりまして、その後7月に締め切りなんですけれども、今の間にたくさんの自治会、自主防災組織からの問い合わせ等がありまして、町としても答えておりますし、ちょっと余談なんですけれども、この6月に東日本災害を踏まえて、消防団、消防署、警察、それから自治会関係の人のワークショップをやりました。その中でも本当に活発な災害時に人ごとではなくて自分たちの問題だということではいろんな意見が出ておりましたので、やはり先ほど議員も御指摘になりましたように、ことしは本当に人ごとではなくて、意識が高くて、自分ところの自治会に合った計画を今練っていらっしゃると、そういうふうに想定をしております。

[6番議員挙手]

**議長（鈴木元八君）**

大沢まり子さん。

**6番（大沢まり子君）**

どこの自治会におきましても、しっかりとした防災訓練ができればいいなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それと、最後になりますが、先ほど被災者支援システムの導入について、インストールキーを発行した地方公共団体という情報センターの資料が手元にあるんですが、それによりますと、5月11日に御嵩町は取得しているというようなことが載っておりますが、先ほど言われた御答弁では、まだ御嵩町としては取得していないというようなお話でしたけれども、そうですか。

**議長（鈴木元八君）**

鍵谷部長。

**総務部長（鍵谷昌孝君）**

はい、この答弁を作成するに当たりまして、防災担当の職員と意見調整をしております

ので、担当の課長ともそうですけれども、今は御嵩町はアクセスキーは取得していないということでございますので、もしそういった資料が出ておるのであれば、再度確認をしてお答えをしたいと思います。

[6番議員挙手]

**議長（鈴木元八君）**

大沢まり子さん。

**6番（大沢まり子君）**

じゃあもう一度確認だけしていただきたいと思いますけれども、今後は御嵩町としてはこのシステムを取り入れるという、導入するという考えはお持ちではないのかどうかも確認したいと思います。

**議長（鈴木元八君）**

鍵谷部長。

**総務部長（鍵谷昌孝君）**

先ほども答弁させていただきましたが、まだ概略を把握しておるだけということなので、13日にきちっとした県の説明会があると。それを踏まえて、内容は先ほども言いました6項目で、使えれば非常にスムーズにいろんな情報が手に入るということですので、先ほども言いましたが、前向きに、聞いた上で考えていきたいと思っております。

[6番議員挙手]

**議長（鈴木元八君）**

大沢まり子さん。

**6番（大沢まり子君）**

それでは前向きに検討していただきまして、早急な導入を求めるものであります。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

**議長（鈴木元八君）**

ありがとうございました。

これで大沢まり子さんの一般質問を終わります。

続きまして、町長の施政方針に対する質問を行います。

7番 岡本隆子さん。

岡本隆子さんに質問の前に議長からお願いを申し上げますが、質問事項が1から4番まであります。時間については、私の手元にはまだその時間が精査されておりませんが、大体何分間ぐらいの予定でお考えでしょうか。

**7番（岡本隆子君）**

30分ぐらいと考えております。

**議長（鈴木元八君）**

答弁を含めてですか。

**7番（岡本隆子君）**

はい。

**議長（鈴木元八君）**

はい、わかりました。

これを許可しますので、30分ということでもよろしく申し上げます。

それでは、町長の施政方針に関する質問を行います。

岡本隆子さん。よろしく申し上げます。

**7番（岡本隆子君）**

それでは、お許しをいただきましたので、町長の施政方針に対しましての質問をさせていただきたいと存じます。

今回、町長は議会初日に施政方針ということで所信表明を述べられております。その中で、今回は特に5項目にわたりまして述べられています。あと、補正予算についてでございますが、そのうちの幾つかの点につきまして質問をさせていただきます。

まず、一つ目でございますが、災害に強いまちづくりということで、7月15日の災害を教訓とした防災対策については、これまで町長もあちらこちらで述べられておりますけれども、今回東日本の震災の発生により、いかに想定範囲を広げていくかという課題について非常に思い知らされているということを述べられております。その中で、ことし5月25日のNHK放送の「おはよう日本」という番組がございますけれども、その中で、東日本大震災で亜炭鉱の陥没による被害が紹介されておりました。

東北地方の岩手県一関市などの内陸部で起こっておりまして、東北4県だけでも被災地域は280カ所に上るといふふうに報道されておりました。その報道では、御嵩の件も取り上げておられまして、早稲田大学の濱田教授、以前御嵩町の亜炭鉱の調査をしてくださった教授ですけれども、この濱田教授が出られまして、東海・東南海地震では、亜炭廃鉱が集中するこの地方で、今回の東北の震災をはるかに上回る崩壊が起こることが現実になった。対策を急がなければならないというふうにコメントをされています。今回の地震で、亜炭廃鉱陥没の被害に遭われた市町村からは学ぶことが非常にたくさんあるというふうに考えております。町長はこの施政方針の中で、今後の課題として他の市町村と支援協定を締結することも視野に入れ、さまざまな防災対策を展開していくことを考えているというふうに述べられていますが、どのような市町村と支援協定を結ばれるお考えでしょうか。亜炭廃鉱の陥没の被害に遭われた一関市などと協

定を結び、職員をそこに派遣することなどということについてはお考えはないでしょうか、どのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

2番目に名鉄広見線対策でございます。

町長の施政方針の中で、御嵩町のひとり相撲とならないよう関係者との協力関係を構築しつつ、年度内に設置することを目標としているというふうに述べられていますが、これはあくまでも可児市と同一歩調で取り組む。つまり、可児市と一緒に設置することが前提となっているというお考えでしょうか、これが二つ目でございます。

三つ目でございますが、7月7日の議会初日の午後に、御嵩町亜炭鉱廃鉱対策プロジェクトチームを発足させるというふうに述べられておりますが、このプロジェクトチームについてですけれども、どのような方向で取り組んでいかれるのか、その方向性をお示しいただければありがたいと思ひます。

最後でございますが、今回の町長の施政方針についてでございます。

今定例会の施政方針の中で、町長はその他多くの事業について選挙期間中に申し上げてまいりましたが、新議員によって9月に開催される定例会のあいさつの中でも詳しく御説明をさせていただき所存ですというふうに述べられております。本来なら、町長当選後、初の今定例会で施政方針を詳しく述べられるべきであると思ひしております。なぜなら、町長の施政方針は、新しい議員だけではなく、町民に対しても一刻も早く町長の掲げられてこられたマニフェストに基づいた施政方針を語られる公式の場が議会であると思ひからであります。町民の負託を受けられた町長は、改選直後の定例会で施政方針を示し、そして町民に向けてそれを発表され、それに基づいたまちづくりを進められるべきであるというふうに考えております。本来なら、4月に町長選が行われて、その後の6月定例会で施政方針が出されますが、今回は同日選挙ということだったわけですが、それでもこの6月定例会というのは町長の改選後初の定例会となるわけです。9月に詳しく述べられるということになれば、スタートがおくれるのではないかと。さらに、町長不在期間というものがあったわけですが、それを考えると5ヵ月間まちづくりのスタートがおくれてしまうのではないかと。これについてどのような御見解を持っておられるのかということをお尋ねいたしたいと思ひます。

以上、4点でございます。これで質問を終わりますが、端的な御答弁よろしくお願ひいたします。

**議長（鈴木元八君）**

渡邊町長。

**町長（渡邊公夫君）**

岡本隆子議員の施政方針に対する御質問にお答をいたします。

まず、今おっしゃられたとおり、東日本大震災においてその震災が誘発したと考えられる亜炭廃鉱の陥没については、御指摘されたように4県13市町村281カ所に及びます。一関がテレビに出たということで印象が強かったのかもしれませんが、一関は55カ所、大変多く陥没しているとの事実ではありますが、それより多いのが奥州市の66カ所、同じような数でいわき市が50カ所ということになっております。今回、ボランティアを派遣するための補正予算を計上しておりますけれど、この件については、岐阜県が震災以降、全国のいわゆる都道府県とそれぞれの自治体に対する支援を中心的に行う自治体を決めているというようなことから、多賀城市を岐阜県は担当してみえるということで、当初は多賀城市に派遣をする予定でありましたけれど、現段階で本当に必要なのは実は多賀城市のお隣の七ヶ浜町への派遣を要望されましたので、今後御嵩町として対応するボランティア派遣については、この七ヶ浜に派遣したいと思っております。町土は約4分の1、3方を海に囲まれて人口約2万人余りということですので非常に平穏であれば効率のいい町であろうというふうに思うわけですが、大変な状況にあるということも御承知のとおりであります。

御嵩町は、過去、亜炭廃鉱の落盤について調査をさせていただいたのが、これは行政もそうですし、議会も一度お伺いしております矢本町、今は合併をしまして東松島市になっておりますが、でき得れば、ボランティア派遣とは違った形での視察ということで、適所を選んで視察に参りたい。といいますのは、何でもかんでも埋めてしまったところもあるようですし、そのまま放置してある自治体もあるようですので、でき得れば、そのままの状態のところが残っているところで視察をしたいというふうに思っておりますので、今後、情報を入手しつつ、まずは代表として行くべき者を派遣したいと。私も行きたいというふうには思っております。

2点目、名鉄広見線についてであります。まず法定協議会設置というのは議会が議決されておりますので、そうした縛りは当然行政にはあるというふうに考えております。そういう意味では、法定協議会の設置については、行政側として判断できる選択肢があるとしたなら、それは時期のみというふうに考えております。また、必要であるということは重々もともと申し上げておりますので、その時期を見誤らないようにしていかなければいけないということで、当然本年度内を目標にしているというのは、選挙でも申し上げましたし、たびたび申し上げているところであります。ひとり相撲にならないということは、当然応諾義務のある名鉄は、いつ御嵩町が法定協議会の設置を申し込んでも、義務的に参加してくるわけですので、本来すべき努力というのは、可児市と一緒に乗っかってもらうということが大切だと思います。御嵩町と名鉄だけで法定協議会をつくっても、おのずとその先は見えてきてしまうというような危険性もあります。ただし、可児市もその選択肢をお持ちですので、でき得る限り参加していただくように今後信頼関係を深め、その上で参加していただけるような流れをつくってまいれたら

というふうに思っております。それで、議会の皆さんにもお願いをしておきます。議会に対する説得は、やはり議会間で行うべきと私は考えておりますし、法定協議会というのは基本的に最終的にお金がかかる場合もありますので、そうした場合、当然議会が前向きでなければ、予算計上しても通らないということになります。可児市長さんが慎重であるのも、議会がそうした立場で本当にあるのかということが確認できないという部分もあるでしょうから、ぜひ可児市議会に対して、御嵩町議会の方からも法定協議会設置の決議をしましたよという報告だけではなく、可児市議会も法定協議会の設置に前向きになっていただきたいというお互いの信頼関係を構築していただきたいというふうに思います。

次に、プロジェクトチームであります。これについては以前より対応と対策は分けて考えていくということを申し上げております。被害対応については、現在の法制度、これについての柔軟性あるのみということと考えておりますが、少なくとも基金が4億9,000万ほどあったわけですが2億5,000万ほどになってしまうと。本来、基金の趣旨からいけば、原資に手をつけるということはあってはならないと思うんですが、背に腹はかえられないという状況で、今回御嵩町はその基金を使わせていただけるということになって、現在ある被害については対応ができるというふうに考えておりますが、今後基金の積み増し等々については、これは制度改正が必要になってまいりますので、政治的な動き、行政的な動きを交えてやっていかざるを得ないというのが現状であります。これは御承知のとおりであります。

プロジェクトチームには、でき得れば10年ぐらいはかかわれるという職員を集めました。その中で、基本的には対策を考えていく、いわゆる今回の災害が大震災が起きたので、現実、実現するという部分について、東海・東南海地震大震災が早いのか、解決が早いのか、それはわかりませんが、少なくとも最大限の努力をして、可能性の有無をはっきりしていくと。今まで御嵩町ではとってこなかった対策ですので、ありとあらゆる可能性を排除することなく、もちろん埋めた後の安全性ということも踏まえて、担当の者にしっかりと細大漏らさず調査させたい。また、その都度、その説明責任は果たさせていただくということは当然のことです。ただ、テーマとして微妙な部分があり、相手があることになると、この調査をする前からほらを吹いてもだめですので、ある程度の確実性を確認した上で、可能性が1%、0.1%でもあるのであれば、当然前向きにその穴をこじあけていくということを考えております。

最後に施政方針についてであります。これは私が勝手に判断したことではございません。議会運営委員会の席上でも、また議長からのお言葉もありまして、でき得る限り今6月の定例会の施政方針については簡潔にというオーダーがございましたので、それにこたえさせていただいたと。決して手を抜いたわけではございません。紙としては5枚ぐらい、逆に言うと町長

室の方で遊んでいる紙がございますけれど、簡潔にまとめさせていただいたということにより、しいかと思しますので、御理解のほどお願いいたします。以上です。

[ 7 番議員挙手 ]

議長（鈴木元八君）

7 番 岡本隆子さん。

7 番（岡本隆子君）

ありがとうございました。

まず、一つずつちょっと再質問をさせていただきたいと思います。私が聞き漏らしている点があるかと思しますので、その点も申しわけありませんがお願いいたします。

まず一つ目でございますが、ボランティアの派遣を七ヶ浜町へするという事は、これはもう決定しているということでしょうか。それと、先ほど言われました支援協定でございますが、この支援協定については、どのように今後考えて、幾つか候補があるのか、そういう市町と幾つか考えておられるのか、この支援協定についてお伺いをいたします。

それから二つ目でございますが、この名鉄広見線についてでございます。

できる限り参加していただけるような流れを可児市の方へつくっていくということですが、その努力をこれまでもされていると思っておりますけれども、これからもその努力をして、そしてその目標として今年度というふうにとらえて、かなりこれはほとんど法定協議会はもう設置できるというふうな受けとめてよろしいのでしょうか。

それからプロジェクトチームですが、被害は今の制度を使って何かあったときに対応していくということで、その基金の積み増しなどについてはもちろん働きかけていくということですが、もう一つ、その対策でございますけれども、可能性の有無をはっきりとさせていく、埋めた後の安全性、それから調査とその報告ということですが、その今言われている直近の東海地震・東南海地震について、すぐにでも起こるかもしれないということを言われているわけですが、そういうことについての防災の視点での対応ということについてはまずどういうふうを考えていかれるのか、この点についてお尋ねをいたします。

それから町長の施政方針、今回簡潔にということですが、例えば町民の方たち、今回選挙の中で私が非常にいろんな声をお聞きした中で、デマンド交通という、何とか足を確保してほしいということを非常に高齢者の方たちからお伺いしたわけですが、町長さんの配られた、選挙中に配られたものだと思いますが、その中でデマンドを導入しますというそういった文言の入っているチラシを私は見たわけですが、こういったことについては、できるだけ早く、実験的にしても何にしても早く手を打っていかないと、非常にこれは喫緊の課題ではないかなあと思っています。今、公共交通懇談会のような形でやっておりますが、やっぱり

このことについては、そう長くは待ってられないといえますか、とりあえずどういう形でや  
っていくかということ町民の方に少しずつでもお示ししていかないといけないのではないかな  
というふうに思うわけですが、この点についてどういう形で取り組んでいかれるおつもりな  
のかということ再質問させていただきたいと思います。以上、よろしくお願いします。

デマンドのことは、町長が簡潔に施政方針と言われた中の「簡潔」の中に入っておりませ  
んが、これは私は非常に喫緊の課題であると考えましたのでお尋ねをいたしました、お答えで  
きないということであれば、それで結構でございます。

**議長（鈴木元八君）**

渡邊町長。

**町長（渡邊公夫君）**

デマンドについては、議会運営上お答えできないというふうに判断しますので、よろしくお  
願いたします。

ボランティアの派遣は決定かということでもありますけれど、今回補正予算に計上してありま  
す。これが通った上での実施ということになりますので、御理解をいただきたいと思いま  
す。

また、支援協定についてですが、正直言いまして、例えば一関であるとか、今回の垂炭廃鉱  
での被害を受けた地域、東北ということになりますと非常に距離が遠いということもあります  
ので、施政方針の中でも申し上げたかと思いますが、遠からず近からずというところがいいん  
ではないかという感覚でありますので、車で、できれば二、三時間以内ぐらいで行き来でき  
るようなところが望ましいのではないか。協定の中にはお金の問題もありますので、上限幾らと  
いうような立て替え払いをしてもいいというぐらいの具体的な協定にしていきたいというふう  
に考えております。幸い御嵩町は外の市町村とのおつき合いがかなりありますので、またその  
選択の際には御相談を申し上げたいと思います。

法定協議会についてですが、可児市が最終的にどう判断されるかについては、可児市がお決  
めになることです。法定協議会設置は、最終的に今年度内に可児市を理想として組み込んだ上  
での法定協議会の設置ということは申し上げておりますけれど、少なくとも名鉄への運行助成  
という形での資金は、ことし、来年度、24年度までですので、少なくとも24年度内の前半には  
何らかが見えてこないといけないというふうに思っておりますので、当然法定協議会というの  
は、最終的に可児市の参加がなくとも設置はしていきたいというふうに考えております。岐阜  
県が公共交通についてのまた組織をつくっていただけましたので、そこの動向も踏まえて考  
えていきたいというふうに思っております。

プロジェクトについてでありますけれど、当然今までもパーセンテージからいけば約86%  
の可能性で大震災が起きると言われてきた。東日本の震災が起きたから、逆に具体的にそ

うした懸念が出てきたというふうには言葉として出てきてしまうわけですが、私は以前より議員の当時からそれは言ってきました。いろんな本を読んでも、確率は非常に高いと。阪神・淡路や中越やらの地震よりも確率が高い状況にあるということは、いろんなところで申し上げてきましたけれど、少なくとも60年、70年亜炭鉱が存在して何ら今までされていないのが、直近で地震が起きるから、さあ埋めてくれと言ってできるものではないというふうには考えております。したがって、地震が起きる前に何らかの対策ができれば、これはラッキーだったなど逆に思うべきではないのかなあと考えております。町民の安全というのを確保しなければいけないのが私ども、議会もそうですし、行政の立場でありますけれど、少なくとも時間をある程度は要するというのも現実でありますので、その点は御理解をいただきたいと思っております。以上であります。

[7番議員挙手]

**議長（鈴木元八君）**

岡本隆子さん。

**7番（岡本隆子君）**

ありがとうございました。以上で終わります。

**議長（鈴木元八君）**

これで、岡本隆子さんの町長の施政方針に対する質問を終わります。

---

### 散会の宣告

**議長（鈴木元八君）**

以上で本日の日程はすべて終了をいたしました。

次の本会議は7月15日午前9時より開会しますので、よろしく申し上げます。

これにて散会します。御苦労さんでした。

午前11時18分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員